

税務課

1月31日(火)は国民健康保険税7期と後期高齢者医療保険料7期の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項目	納期限
国民健康保険税(普通徴収)7期	1月31日(火)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)7期	1月31日(火)

■納付が困難なときは、ご相談ください

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず早めにご相談ください。分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。

■口座振替を希望する方は、次の取扱金融機関でお申し込みください。手続きには通帳と金融機関届出印が必要です。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

【口座振替が利用できる税・使用料】

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902

申告は1月31日(火)まで償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか？

平成24年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成24年度償却資産として申告する必要があります。

平成23年度に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方でも償却資産を所有している場合は申告してください。

申告書配布・提出場所

- ・美郷町役場税務課
- ・六郷出張所
- ・仙南出張所

申告期限

1月31日(火)まで



問い合わせ●町税務課 課税班
☎0187(84)4902(内線1302)

税務課の臨時職員を募集します

募集職種●一般事務補助1名

業務内容●パソコンでの入力業務、事務補助

資格等●ワード、エクセル操作ができる方

雇用期間●平成24年1月16日(月)～3月30日(金)

勤務時間●午前8時30分～午後5時15分

週5日勤務、祝日休み

勤務場所●美郷町役場税務課

時給●710円(その他手当なし)

加入保険●健康保健、厚生年金、雇用保険

申込方法●応募はハローワークを通じて行ってください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

申込期限●1月5日(休)

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1304)

差押不動産を公売します

町税の滞納処分として差し押えた不動産を入札により公売します。詳細は税務課までお問い合わせください。

入札日時 ● 1月23日(月) 午前10時
 入札場所 ● 役場庁舎2階 第2会議室
 入札資格 ● 町税に滞納のない方など

所在	美郷町野中宇宮崎79番3、79番9	美郷町天神堂字耳取196番
公簿地籍	334.12㎡(合計)	1,539㎡
地目	宅地、雑種地	田
最低売却価格	1,950,000円	549,600円
公売保証金	195,000円	55,000円

問い合わせ ● 町税務課 納税班 ☎0187(84)4902(内線1307)

簡易水道料金、集排使用料 12月～3月は基本料金のみ請求します

積雪によりメーター検針が困難となるため、平成23年12月から平成24年3月までの簡易水道料金および集落排水使用料は、基本料金のみ請求させていただきます。この期間の超過料金は、平成24年4月に合算して請求させていただきますので、ご了承ください。

※六郷地区の公共下水道は無線による検針ができるため、使用料は通常どおりの請求となります。

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班
 ☎0187(84)4910(内線2802)

2月2日(木)、3日(金)は農業用軽油の免税証交付(仮)申請受付日です

軽油引取税の免税制度は平成24年3月31日までとなっていますが、制度継続の場合に向けて、報告書の受領とともに仮申請の受付を行います。制度の利用を希望される方は、必要書類を持参のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。

■注意事項

- ①免税証の交付は平成24年4月以降となります。
- ②免税軽油使用者証の交付手数料(県証紙400円)は、免税証の交付時に納付していただきます。
- ③免税制度が平成24年3月で廃止の場合、仮申請は無効とし、免税軽油使用者証と免税証の交付は行いません。

■仮申請受付日程

対象地区	日時	会場
六郷 仙南	2月2日(木) 午前10時～午後3時	美郷町役場 2階会議室
六郷 千畑	2月3日(金) 午前10時～午後3時	美郷町役場 2階会議室

※上記の会場で申請できなかった方は、2月16日(木)以降に仙北地域振興局県税課窓口で申請してください。

■必要書類

	初めて申請する方	継続して申請する方
免税軽油使用者証	—	○
印鑑	○※1	○※1
耕作証明書 (農業委員会発行)	○※1	○※1
免税軽油の納品書 (平成23年購入分)	—	○
免税軽油の引取に係る報告書 (平成23年引取分)	—	○
農業用機械の購入証明書	○	○※2
農業生産施設の図面	○※3	○※3

- ※1 共同申請の場合は、申請者全員の印鑑と耕作証明書が必要です。
- ※2 機械に変更・追加がある場合に必要です。
- ※3 農業用機械で冬期間も使用する農業用生産施設(ビニールハウス・畜舎等)の除雪をする場合に必要です。

問い合わせ ● 秋田県仙北地域振興局 県税課 ☎0187(63)5222